

<p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第二十八条の二 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第...号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
---	--

<p>第十六条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第...号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)</p> <p>附則</p> <p>改 正 後</p>	<p>附則</p> <p>改 正 前</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
--	---

<p>第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附則</p> <p>改 正 後</p>	<p>第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附則</p> <p>改 正 前</p>
--	--